

生コンの品質管理の取り扱いについて（通知）

（土木部通知 12 監技第 192 号 平成 12 年 9 月 7 日）

（一部改正：土木部通知 12 監技第 250 号 平成 12 年 11 月 20 日）

（一部改正：建設部通知 23 建政技第 369 号 平成 24 年(2012 年) 3 月 27 日）

（一部改定：建設部通知 建政技第 285 号 平成 27 年(2015 年) 3 月 24 日）

生コンクリートの品質管理について下記のとおり定め、運用する。

記

1 コンクリート担当技術者の配置

受注者は、一定規模以上のコンクリートを使用する工事において、コンクリート担当技術者を配置する。

コンクリート担当技術者は主任技術者または監理技術者と兼務可能である。配置したコンクリート担当技術者の氏名を施工計画書に記載する。

（一定規模とは、50m³）

2 責任分界点からの、受注者が行う品質管理

受注者は、試験を生コン会社等に委託した場合は、すべて立ち会うとともに、試験記録や写真をしゅん工書類として提出する。

ただし、関係部長通知により指定された建設材料試験機関で行うコンクリート圧縮強度試験（標準養生を含む）は、従来どおり、立ち会い及び写真を省略できる。

3 レディーミクストコンクリート納入書の扱い

JIS A 5308 に規定する納入書に記載される納入時刻の発着時刻に加え、打設完了時間を記入することとし、しゅん工書類として提出する。

4 圧縮強度試験のための供試体の扱い

① 標準養生は、原則として長野県建設技術センターで行う。

② 供試体には、受注者がサインをした供試体確認版を入れる。

供試体確認版：所定事項を記入し供試体型枠側面に張り付ける確認版。

また、供試体確認版は別添に示す製品から選択できるものとする。

なお、圧縮強度試験を長野県建設技術センターで実施した場合、試験成績書へは

＊供試体確認版あり＊と印字される。

③ 適用日

平成 24 年 5 月 1 日以降に契約となる工事から適用します。

供試体確認版の図柄と取扱機関等

別添

製品名	Q C 版	品質証明シール
図柄		
取扱機関	<p>(財)長野県建設技術センター、長野県建設事業協同組合連合会各支部</p>	<p>(財)長野県建設技術センター、長野県建設事業協同組合連合会各支部 (社)中部建設協会 本所、長野支所、飯田支所 (社)関東建設弘済会 本部、長野支部 (社)北陸建設弘済会 亀田本部、長野支所、松本支所</p>
参考URL	<p>http://www.tovogiken-qc.com/kounyu.htm</p>	<p>http://www.netis.mlit.go.jp:80/NetisRev/Search/NtDetail1.asp?REG_NO=C-B-100004&TabType=2&nt=nt</p>

(参考)

JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) の改正等について

平成 27 年 3 月
建設部建設政策課技術管理室

1 改正経緯

JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) は、1953 年の制定以来12回の改正を経て現在に至っている。従来用いられていたJISA 5308 :2011は平成26年 3 月20日改正公示において改正され、JIS A 5308 :2014 に置き換えられた。

2 JIS A 5308 :2014について

JIS A 5308 : 2014の改正では、「レディーミクストコンクリートの運搬時間は、生産者が練混ぜを開始してから運搬車が荷卸地点に到着するまでの時間とし、その時間は1.5時間以内とする。」こと及び、「運搬時間は、レディーミクストコンクリート納入書に記載される納入書の発着時刻の差によって確認できる」ことが2011での追補標記から本文標記となった

今回の「生コンの品質管理の取り扱いについて(通知)」改定は、この点を受け、納入書に印字される時刻について、JISに規定される時刻であることを明記し、生コン運搬時間の定義を明確にすることで生コンの品質管理がより適正に行われるよう改善を図ったものである。

JIS 5308 改正前	改正後
8.4 運搬 b) コンクリートは、練混ぜを開始してから1.5時間以内に荷卸しができるように、運搬しなければならない。ただし、購入者と協議のうえ、運搬時間の限度を変更することが出来る。	b) レディーミクストコンクリートの運搬時間 ⁵⁾ は、生産者が練り混ぜを開始してから運搬車が荷卸地点に到着するまでの時間とし、その時間は1.5時間以内とする。ただし、購入者と協議のうえ、運搬時間の限度を変更することが出来る。この場合には、 <u>12.1の表10</u> [*] の備考の欄に、変更した運搬時間の限度を記載する。 注 ⁵⁾ 運搬時間は、 <u>12.2の表11</u> に規定するレディーミクストコンクリート納入書に記載される納入の発着時刻の差によって、確認することができる。

※12.1の表10：レディーミクストコンクリート配合計画書

※JIS A 5308:2014 の全文はこちらから

⇒ <http://kikakurui.com/a5/A5308-2014-01.html>

ブラウザからの印刷はできません。